資料２

令和6年度 緊急要望書

・・・ 浄化槽法のより確実な実現に向けて ・・・

当連合会は、本年5月に１年間かけて検討してきた「全浄連 浄化槽ビジョン 2024」を取りまとめた。

本ビジョンは、中長期のスパンでの浄化槽の役割、生活排水処理のあるべき姿の達成に向けて、実現すべき目標を掲げたものであります。現状において、適正な維持管理の徹底及び単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換促進並びに浄化槽分野の人材活用・能力向上等の課題が未だに積み残されている状況である。

これら喫緊の課題に対処するため、以下のとおり緊急要望を行うものである。

令和６年６月14日

一般社団法人全国浄化槽団体連合会

(1)デジタル化の加速による浄化槽の適正な維持管理の徹底

浄化槽管理者に対し維持管理義務を周知徹底する制度の創設

及び保守点検・清掃実施状況の報告義務化・デジタル化

- ◆ 令和 2 年度の改正浄化槽法の施行を受けて、各都道府県において浄化槽台帳システムの整備が義務付けられているが、維持管理情報の整備は進んでいない。法定検査受検率は約48%、清掃実施率は約64%、保守点検実施率は約 70%の水準にとどまっている。
- ◆ 令和6年の能登半島地震では浄化槽にも大きな被害が発生した。各地域の正確な浄化槽稼働状況を平時から正確に把握することが災害発生時の迅速な対応のためにも必要。
- ◆ こうした課題の解決のため、浄化槽台帳への維持管理情報の収集を原則デジタル化するとともに、これらの情報に基づき行政が管理者へ維持管理義務の周知を徹底する仕組みを法律上に位置づけることが必要。また、台帳整備を通じて無届浄化槽の存在が明らかになった場合への対応を法律上に位置づけることが必要。

浄化槽法改正による、以下の仕組みの創設を要望する。

- 維持管理(法定検査、保守点検、清掃)の義務を果たしていない管理者に対し、浄化槽業界もサポートしながら行政からの周知を徹底する仕組み
- 保守点検業者及び清掃業者から行政へ、保守点検・清掃実施状況をデジタル報告する仕組み
- 存在が明らかとなった無届浄化槽に対し行政が指導できる仕組み

（2）特定既存単独処理浄化槽の適用拡大を通じた合併処理浄化槽への転換促進

特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する

指定検査機関のサポート強化

環境省が定める特定既存単独処理浄化槽の判定基準の明確化

- ◆ 令和２年度の改正浄化槽法の施行を受けて、生活環境及び公衆衛生に著しく影響を与える単独処理浄化槽（特定既存単独処理浄化槽）に対して除却等の助言や指導ができることとなった。
- ◆ 環境省では、令和2年に「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」を策定し、特定既存単独処理浄化槽の判定の考え方や手続を示しているが、地方公共団体における令和4年度の制度適用実績は約 400基と未だ十分ではない。
- ◆ 現在環境省の検討会において判定基準の統一化や明確化に向けた議論が行われているところであるが、特定既存単独処理浄化槽の判定に当たり指定検査機関の知見を活用する他、助言・指導後のフォローアップ等を指定検査機関がサポートする体制を作ることが、制度の実効性を高めるためには必要。

特定既存単独処理浄化槽の活用を促すため、判定基準の統一化や明確化に向けた指針の改定とともに、浄化槽法改正により、都道府県が指定検査機関に特定既存単独処理浄化槽の指導後のフォローアップ等に係る事務を行わせることができる規定を設ける等の指定検査機関の機能強化及び財政措置を要望する。

(3)浄化槽設備士の施工技術力の向上と人材確保

浄化槽設備士の定期研修制度の創設

浄化槽設備士試験の受験資格緩和措置の創設

- ◆ 浄化槽技術の改良に追随して、浄化槽の設計及び施工技術、施工管理の DX 化や安全管理等、新たな知見が必要とされている。
- ◆ 改正浄化槽法の施行や予算制度の改革により、浄化槽工事の需要が今後も見込まれる中で、浄化槽設備士免許取得者は、令和4年3月末現在 90,021 人で内65歳以上は58%であり、高齢化が進行し、浄化槽設置工事業における浄化槽設備士の実態が不明な状況である。
- ◆ また、浄化槽工事業における浄化槽設備士の確保が喫緊の課題となっていることから、技術力を確保しながら浄化槽設備士取得における受験資格の緩和等の柔軟な対応が必要である。

浄化槽設備士が施工する浄化槽工事の技術力や安全管理の向上のため、浄化槽法改正により、浄化槽工事の登録又は届出を行う事業所に所属する浄化槽設備士全員について5年毎の定期研修制度の創設を要望する。

また、現行の試験制度を見直し、技術力を確保しながら浄化槽設備士の取得における受験資格の緩和措置の創設を要望する。